

令和 5 年第 2 回定例会
総務企画委員会説明資料
(条例新旧対照表)

1	第 83 号議案	職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……	2
2	第 84 号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……	4
3	第 85 号議案	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例……	5
4	第 86 号議案	茨城県県税条例の一部を改正する条例……	18
5	報告第 3 号	地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について ・茨城県県税条例の一部を改正する条例……	27

令和 5 年 6 月 16 日

総 務 部

職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 28 年茨城県条例第 56 号）

新		旧																																
付 則		付 則																																
1～3 略		1～3 略																																
4 職員が次の表に掲げる旅行先に旅行した場合における宿泊料の額は、第 34 条第 2 項の規定にかかわらず、当分の間、同表に掲げる旅行先の区分に応じ、それぞれ同表の宿泊料（1 夜につき）の欄に掲げる額とする。		(新設)																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>旅行先</th> <th>宿泊料（1 夜につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>シンガポール</td> <td>28,000</td> </tr> <tr> <td>ロサンゼルス</td> <td>37,800</td> </tr> <tr> <td>ニューヨーク</td> <td>48,900</td> </tr> <tr> <td>サンフランシスコ</td> <td>37,900</td> </tr> <tr> <td>パリ</td> <td>44,600</td> </tr> <tr> <td>アメリカ合衆国（ロサンゼルス、ニューヨーク及びサンフランシスコを除く。）</td> <td>35,500</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>35,800</td> </tr> <tr> <td>フランス（パリを除く。）</td> <td>25,100</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>22,800</td> </tr> <tr> <td>大韓民国</td> <td>20,400</td> </tr> <tr> <td>香港</td> <td>21,200</td> </tr> <tr> <td>中華人民共和国（香港を除く。）</td> <td>14,800</td> </tr> <tr> <td>台湾</td> <td>19,100</td> </tr> <tr> <td>モンゴル</td> <td>13,500</td> </tr> </tbody> </table>		旅行先	宿泊料（1 夜につき）		円	シンガポール	28,000	ロサンゼルス	37,800	ニューヨーク	48,900	サンフランシスコ	37,900	パリ	44,600	アメリカ合衆国（ロサンゼルス、ニューヨーク及びサンフランシスコを除く。）	35,500	カナダ	35,800	フランス（パリを除く。）	25,100	イタリア	22,800	大韓民国	20,400	香港	21,200	中華人民共和国（香港を除く。）	14,800	台湾	19,100	モンゴル	13,500	
旅行先	宿泊料（1 夜につき）																																	
	円																																	
シンガポール	28,000																																	
ロサンゼルス	37,800																																	
ニューヨーク	48,900																																	
サンフランシスコ	37,900																																	
パリ	44,600																																	
アメリカ合衆国（ロサンゼルス、ニューヨーク及びサンフランシスコを除く。）	35,500																																	
カナダ	35,800																																	
フランス（パリを除く。）	25,100																																	
イタリア	22,800																																	
大韓民国	20,400																																	
香港	21,200																																	
中華人民共和国（香港を除く。）	14,800																																	
台湾	19,100																																	
モンゴル	13,500																																	

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年茨城県条例第 55 号）

新		旧																				
第1条・第2条（略）		第1条・第2条（略）																				
第3条 知事等(秘書を除く。次条第1項、第8条第1項及び第2項並びに付則第9項及び付則第10項において同じ。)の給料は、別表第1に掲げる額とする。		第3条 知事等(秘書を除く。次条第1項、第8条第1項及び第2項並びに付則第8項において同じ。)の給料は、別表第1に掲げる額とする。																				
2（略）		2（略）																				
第4条～第12条（略）		第4条～第12条（略）																				
付 則		付 則																				
1～9 略		1～9 略																				
10 知事等が次の表に掲げる旅行先に公務のため旅行した場合における宿泊料の額は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、当分の間、同表に掲げる旅行先の区分及び宿泊料（1 夜につき）の区分に応じ、同表に掲げる額とする。		(新設)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">旅行先</th> <th colspan="2">宿泊料（1 夜につき）(単位 円)</th> </tr> <tr> <th>知</th> <th>事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール</td> <td>36,700</td> <td>32,000</td> </tr> <tr> <td>ロサンゼルス</td> <td>49,600</td> <td>43,200</td> </tr> <tr> <td>ニューヨーク</td> <td>64,100</td> <td>55,200</td> </tr> <tr> <td>サンフランシスコ</td> <td>49,700</td> <td>43,300</td> </tr> <tr> <td>パリ</td> <td>58,500</td> <td>50,900</td> </tr> </tbody> </table>		旅行先	宿泊料（1 夜につき）(単位 円)		知	事	シンガポール	36,700	32,000	ロサンゼルス	49,600	43,200	ニューヨーク	64,100	55,200	サンフランシスコ	49,700	43,300	パリ	58,500	50,900	
旅行先	宿泊料（1 夜につき）(単位 円)																					
	知	事																				
シンガポール	36,700	32,000																				
ロサンゼルス	49,600	43,200																				
ニューヨーク	64,100	55,200																				
サンフランシスコ	49,700	43,300																				
パリ	58,500	50,900																				

アメリカ合衆国（ロサンゼルス、ニューヨーク及びサンフランシスコを除く。）	45,700	40,600	
カナダ	46,000	40,900	
フランス（パリを除く。）	32,400	28,700	
イタリア	29,400	26,100	
大韓民国	26,200	23,200	
香港	27,300	24,200	
中華人民共和国（香港を除く。）	19,100	17,000	
台湾	24,600	21,900	
モンゴル	17,400	15,500	

職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(家畜等取扱手当)</p> <p>第7条 家畜等取扱手当は、次の各号に掲げる職員が、当該各号に掲げる作業又は業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病(人事委員会規則で定めるものに限る。)のまん延の防止のための作業に従事する職員が行う次に掲げる作業</p> <p>ア 家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業</p> <p>イ アに掲げるもののほか、アの作業に相当する作業であつて、人事委員会規則で定めるもの</p> <p>2 前項の手当の額は、<u>次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号から第7号まで又は第8号イの作業又は業務 作業又は業務に従事した日1日につき 1,520円の範囲内で人事委員会規則で定める額</u></p> <p>(2) <u>前項第8号アの作業 作業に従事した日1日につき 4,000円の範囲内で人事委員会規則で定める額</u></p> <p>3 同一の日において、第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる作業又は業務のうち、2以上の作業又は業務に従事したときは、最も高い額の手当を支給する。</p> <p>付 則</p> <p>1～12 略</p>	<p>(家畜等取扱手当)</p> <p>第7条 家畜等取扱手当は、次の各号に掲げる職員が、当該各号に掲げる作業又は業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病(人事委員会規則で定めるものに限る。)のまん延の防止のための作業に従事する職員が行う次に掲げる作業</p> <p>ア 家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業</p> <p>イ アに掲げるもののほか、アの作業に相当する作業であつて、人事委員会規則で定めるもの</p> <p>2 前項の手当の額は、<u>作業又は業務に従事した日1日につき1,520円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。</u></p> <p>3 同一の日において、第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる作業又は業務のうち、2以上の作業又は業務に従事したときは、最も高い額の手当を支給する。</p> <p>付 則</p> <p>1～12 略</p>

<p>13 職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。<u>)その他人事委員会規則で定める感染症</u></p> <p><u> から県民の生命及び健康を保護するために 行われた措置に係る作業のうち、当該感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、保健衛生業務手当を支給する。この場合において、第12条の規定は適用しない。</u></p> <p>14 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき4,000円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。</u></p>	<p>13 職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。<u>以下同じ。の病原体に汚染され、又は汚染されたおそれがある施設のうち人事委員会規則で定めるものの内部又はこれに準ずる区域として人事委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る</u></p> <p><u> 作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、保健衛生業務手当を支給する。この場合において、第12条の規定は適用しない。</u></p> <p>14 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これに準ずる作業として人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあつては、4,000円)とする。</u></p>
---	--

茨城県手数料徴収条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略) (県への手数料の納付)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 処分通知等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第9号及び茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年茨城県条例第9号)第2条第7号に規定する処分通知等をいう。)を電子情報処理組織(同条例第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。)により交付することができる事務について、当該事務に係る処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨を申し出た者に係る前項の規定の適用については、別表第1の2の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用については、第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「別表第1の2」とあるのは、「別表第2の2」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p>第3条～第7条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (県への手数料の納付)</p> <p>第2条 (略) (新設)</p> <p><u>2 (略)</u> (新設)</p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>第3条～第7条 (略)</p>

別表第1 (略)

別表第1の2(第2条第2項関係)

別表第1の31の2の項	30,900円	30,770円
別表第1の31の2の2の項	240,000円	239,870円
別表第1の31の3の項	220,000円	219,870円
別表第1の31の4の項	220,000円	219,870円
別表第1の31の6の項	24,800円	24,670円
別表第1の32の項	130,000円	129,860円
	110,000円	109,860円
別表第1の33の項	120,000円	119,860円
	100,000円	99,860円
別表第1の33の2の項	33,000円	32,860円
別表第1の33の3の項	20,000円	19,860円
別表第1の33の4の項	94,000円	93,860円
別表第1の33の5の項	94,000円	93,860円
別表第1の33の6の項	94,000円	93,860円
別表第1の33の7の項	94,000円	93,860円
別表第1の33の8の項	147,000円	146,850円
別表第1の33の9の項	134,000円	133,850円
別表第1の34の項	81,000円	80,850円
別表第1の35の項	73,000円	72,850円
別表第1の36の項	100,000円	99,850円
別表第1の37の項	94,000円	93,850円
別表第1の38の項	71,000円	70,850円

別表第1 (略)

(新設)

別表第1の39の項	92,000円	91,850円
別表第1の40の項	81,000円	80,850円
別表第1の41の項	74,000円	73,850円
別表第1の42の項	100,000円	99,850円
別表第1の43の項	95,000円	94,850円
別表第1の44の項	72,000円	71,850円
別表第1の45の項	95,000円	94,850円
別表第1の46の項	140,000円	139,860円
	120,000円	119,860円
別表第1の47の項	130,000円	129,860円
	110,000円	109,860円
別表第1の47の2の項	33,000円	32,860円
別表第1の47の3の項	20,000円	19,860円
別表第1の48の項	40,000円	39,870円
別表第1の48の2の項	5,000円	4,900円
別表第1の48の3の項	4,000円	3,900円
別表第1の48の4の項	5,000円	4,890円
別表第1の48の5の項	4,000円	3,890円
別表第1の48の6の項	5,000円	4,890円
別表第1の48の7の項	4,000円	3,890円
別表第1の48の8の項	78,000円	77,860円
別表第1の48の9の項	70,000円	69,860円

別表第1の48の10の項	84,000円	83,860円
別表第1の48の11の項	77,000円	76,860円
別表第1の48の12の項	67,000円	66,860円
別表第1の49の項	32,000円	31,910円
別表第1の50の項	32,000円	31,910円
別表第1の51の項	400円	310円
別表第1の51の2の項	70,000円	69,830円
別表第1の51の3の項	43,000円	42,830円
別表第1の51の4の項	80,000円	79,860円
別表第1の51の5の項	60,000円	59,860円
別表第1の51の6の項	60,000円	59,860円
別表第1の51の7の項	60,000円	59,860円
別表第1の71の項	43,000円	42,990円
別表第1の86の項	66,000円	65,990円
別表第1の87の項	34,000円	33,990円
別表第1の88の項	66,000円	65,990円
別表第1の88の2の項	34,000円	33,990円
別表第1の99の項	10,900円	10,830円
別表第1の124の項	30,000円	29,830円
別表第1の125の項	12,500円	12,330円
別表第1の130の項	2,300円	2,130円
別表第1の131の項	3,000円	2,830円

別表第1の131の2の項	2,300円	2,130円
別表第1の131の3の項	3,000円	2,830円
別表第1の131の4の項	2,300円	2,130円
別表第1の131の5の項	3,000円	2,830円
別表第1の132の項	2,300円	2,130円
別表第1の133の項	3,000円	2,830円
別表第1の134の項	148,600円	148,430円
	131,900円	131,730円
別表第1の135の項	128,500円	128,330円
	70,200円	70,030円
別表第1の136の項	67,100円	66,930円
別表第1の142の項	90,400円	90,230円
	84,700円	84,530円
	47,000円	46,830円
別表第1の143の項	90,400円	90,230円
	45,300円	45,130円
	33,200円	33,030円
別表第1の144の項	45,300円	45,130円
	33,200円	33,030円
別表第1の154の項	208,300円	208,130円
	51,200円	51,030円

	86,800円	86,630円
別表第1の155の項	50,600円	50,430円
別表第1の157の項	76,200円	76,070円
	49,200円	49,070円
	24,800円	24,670円
	156,700円	156,570円
	3,800円	3,790円
	108,700円	108,570円
	2,300円	2,290円
	59,400円	59,270円
別表第1の158の項	600円	590円
	76,200円	76,070円
	49,200円	49,070円
	24,800円	24,670円
	156,700円	156,570円
	3,800円	3,790円
	108,700円	108,570円
	2,300円	2,290円
別表第1の162の項	59,400円	59,270円
	600円	590円
別表第1の162の項	148,600円	148,430円

	131,900円	131,730円
	92,900円	92,730円
別表第1の162の3の項	38,100円	37,930円
別表第1の162の4の項	29,000円	28,830円
別表第1の162の5の項	148,600円	148,430円
別表第1の162の6の項	131,100円	130,930円
別表第1の163の項	75,500円	75,330円
別表第1の164の項	49,500円	49,330円
別表第1の247の項	73,000円	72,990円
別表第1の248の項	8,300円	8,290円
別表第1の248の2の項	41,000円	40,990円
別表第1の248の3の項	23,000円	22,990円
別表第1の256の2の項	41,000円	40,990円
別表第1の258の項	41,000円	40,990円
別表第1の258の2の項	41,000円	40,990円
別表第1の261の項	18,700円	18,560円
別表第1の262の項	7,000円	6,840円
別表第1の263の項	8,100円	7,980円
別表第1の264の項	54,100円	53,910円
別表第1の265の項	34,300円	34,140円
別表第1の266の項	37,400円	37,390円

別表第1の267の項	26,000円	25,990円
別表第1の268の項	81,100円	81,090円
別表第1の269の項	63,400円	63,390円
別表第1の270の項	88,400円	88,390円
別表第1の271の項	75,900円	75,890円
別表第1の277の項	31,000円	30,990円
別表第1の278の項	1通につき 630円	書面により 交付（用紙の 片面に出力 する方法に 限る。）する としたなら ば、出力され る用紙1枚 につき620円
別表第1の280の項	34,000円	33,990円
別表第1の281の項	14,000円	13,990円
別表第1の282の項	20,000円	19,990円
別表第1の283の項	55,000円	54,990円
	80,000円	79,990円
	98,000円	97,990円
別表第1の284の項	21,000円	20,990円
別表第1の285の項	15,000円	14,990円
別表第1の286の項	17,000円	16,990円

別表第1の287の項	31,000円	30,990円
	24,000円	23,990円
別表第1の288の項	36,000円	35,990円
	27,000円	26,990円
別表第1の289の項	28,000円	27,990円
別表第1の290の項	27,000円	26,990円
別表第1の294の項	13,500円	13,380円
別表第1の295の項	8,700円	8,580円
別表第1の296の項	8,000円	7,880円
別表第1の297の項	33,900円	33,710円
別表第1の298の項	15,000円	14,840円
別表第1の299の項	22,000円	21,990円
別表第1の300の項	12,000円	11,990円
別表第1の301の項	2,200円	2,190円
別表第1の302の項	2,200円	2,190円
別表第1の303の項	用紙1枚につき600円	書面により交付(用紙の片面に出力する方法に限る。)するとしたならば、出力される用紙1枚につき590円

別表第1の370の項	3,700円	3,440円
別表第1の394の項	90,000円	89,990円
	50,000円	49,990円
別表第1の395の項	50,000円	49,990円
別表第1の397の2の項	400円	390円
別表第1の399の項	33,000円	32,990円
別表第1の400の項	26,000円	25,990円
別表第1の404の項	158,000円	157,900円
別表第1の409の項	15,600円	15,590円
別表第1の410の項	12,400円	12,390円
別表第1の412の項	450円	300円
	750円	600円
	300円	150円
	1,100円	950円
	1,300円	1,150円
	650円	500円
	1,200円	1,050円
	6,000円	5,850円
	1,800円	1,650円
	850円	700円
	350円	200円

	1,500円	1,350円
	700円	550円
別表第1の413の項	3,500円	3,410円
別表第1の420の項	120,000円	119,990円
別表第1の421の2の項	33,000円	32,990円
別表第1の422の項	33,000円	32,990円
別表第1の423の項	27,000円	26,990円
別表第1の424の項	160,000円	159,990円
別表第1の425の項	160,000円	159,990円
別表第1の427の項	160,000円	159,990円
別表第1の428の項	27,000円	26,990円
別表第1の428の2の項	160,000円	159,990円
別表第1の429の項	33,000円	32,990円
別表第1の429の2の項	33,000円	32,990円
別表第1の429の3の項	33,000円	32,990円
別表第1の430の項	160,000円	159,990円
別表第1の431の項	27,000円	26,990円
別表第1の432の項	160,000円	159,990円
別表第1の432の2の項	160,000円	159,990円
別表第1の433の項	160,000円	159,990円
別表第1の434の項	27,000円	26,990円

別表第1の434の2の項	78,000円	77,990円
別表第1の434の3の項	6,400円	6,390円
別表第1の434の4の項	160,000円	159,990円
別表第1の434の5の項	160,000円	159,990円
別表第1の435の項	160,000円	159,990円
別表第1の436の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の2の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の2の2の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の2の3の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の2の4の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の2の5の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の3の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の4の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の5の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の6の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の7の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の8の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の9の項	27,000円	26,990円
別表第1の438の項	27,000円	26,990円
別表第1の439の項	160,000円	159,990円

別表第1の439の2の項	27,000円	26,990円
別表第1の440の項	27,000円	26,990円
別表第1の440の2の項	27,000円	26,990円
別表第1の441の項	160,000円	159,990円
別表第1の442の項	27,000円	26,990円
別表第1の443の項	27,000円	26,990円
別表第1の444の項	160,000円	159,990円
別表第1の445の2の項	160,000円	159,990円
別表第1の446の項	78,000円	77,990円
別表第1の447の項	78,000円	77,990円
別表第1の447の2の項	238,000円	237,990円
別表第1の447の3の項	238,000円	237,990円
別表第1の448の項	78,000円	77,990円
別表第1の448の2の項	238,000円	237,990円
別表第1の449の項	6,400円	6,390円
別表第1の450の項	27,000円	26,990円
別表第1の450の2の項	27,000円	26,990円
別表第1の450の3の項	27,000円	26,990円
別表第1の450の4の項	27,000円	26,990円
別表第1の450の6の項	160,000円	159,990円
別表第1の451の項	27,000円	26,990円

別表第1の461の項	90,000円	89,990円
	130,000円	129,990円
	200,000円	199,990円
	270,000円	269,990円
	400,000円	399,990円
	530,000円	529,990円
	680,000円	679,990円
	910,000円	909,990円
別表第1の462の項	6,200円	6,190円
	8,600円	8,590円
	13,000円	12,990円
	35,000円	34,990円
	43,000円	42,990円
	58,000円	57,990円
別表第1の466の項	10,000円	9,980円
	22,000円	21,980円
	45,000円	44,980円
	90,000円	89,980円
	130,000円	129,980円
	180,000円	179,980円
	220,000円	219,980円

	310,000円	309,980円
	13,000円	12,980円
	31,000円	30,980円
	67,000円	66,980円
	210,000円	209,980円
	280,000円	279,980円
	350,000円	349,980円
	490,000円	489,980円
	200,000円	199,980円
	270,000円	269,980円
	400,000円	399,980円
	530,000円	529,980円
	680,000円	679,980円
	910,000円	909,980円
別表第1の467の項	10,000円	9,990円
別表第1の473の3の項	80,000円	79,990円
別表第1の473の4の項	60,000円	59,990円
別表第1の473の5の項	60,000円	59,990円
別表第1の474の項	160,000円	159,990円
別表第1の477の2の項	26,000円	25,990円
	36,000円	35,990円

	85,000円	84,990円
	125,000円	124,990円
	155,000円	154,990円
	191,000円	190,990円
	22,000円	21,990円
	31,000円	30,990円
	79,000円	78,990円
	119,000円	118,990円
	148,000円	147,990円
	184,000円	183,990円
	237,000円	236,990円
	306,000円	305,990円
	437,000円	436,990円
	538,000円	537,990円
	636,000円	635,990円
	726,000円	725,990円
	92,000円	91,990円
	121,000円	120,990円
	196,000円	195,990円
	257,000円	256,990円
	308,000円	307,990円

	362,000円	361,990円
別表第1の477の2の2の項	13,000円	12,990円
	18,000円	17,990円
	42,000円	41,990円
	63,000円	62,990円
	77,000円	76,990円
	96,000円	95,990円
	11,000円	10,990円
	16,000円	15,990円
	40,000円	39,990円
	60,000円	59,990円
	74,000円	73,990円
	92,000円	91,990円
	119,000円	118,990円
	153,000円	152,990円
	218,000円	217,990円
	269,000円	268,990円
	318,000円	317,990円
	363,000円	362,990円
46,000円	45,990円	
61,000円	60,990円	

	98,000円	97,990円
	128,000円	127,990円
	154,000円	153,990円
	181,000円	180,990円
別表第1の477の2の5の項	4,000円	3,990円
	8,000円	7,990円
	17,000円	16,990円
	37,000円	36,990円
	67,000円	66,990円
	14,000円	13,990円
	22,000円	21,990円
	106,000円	105,990円
	133,000円	132,990円
	167,000円	166,990円
	加算した額	加算した額 に、10円を加 算した額
	28,000円	27,990円
	32,000円	31,990円
	15,000円	14,990円
	16,000円	15,990円
57,000円	56,990円	

	96,000円	95,990円
	163,000円	162,990円
	234,000円	233,990円
	27,000円	26,990円
	47,000円	46,990円
	86,000円	85,990円
	130,000円	129,990円
	189,000円	188,990円
	237,000円	236,990円
	306,000円	305,990円
	437,000円	436,990円
	538,000円	537,990円
	636,000円	635,990円
	726,000円	725,990円
	72,000円	71,990円
	92,000円	91,990円
	121,000円	120,990円
	196,000円	195,990円
	257,000円	256,990円
	308,000円	307,990円
	362,000円	361,990円

別表第1の477の2の6の項	13,000円	12,990円
	18,000円	17,990円
	42,000円	41,990円
	63,000円	62,990円
	77,000円	76,990円
	96,000円	95,990円
	11,000円	10,990円
	16,000円	15,990円
	40,000円	39,990円
	60,000円	59,990円
	74,000円	73,990円
	92,000円	91,990円
	119,000円	118,990円
	153,000円	152,990円
	218,000円	217,990円
	269,000円	268,990円
	318,000円	317,990円
	363,000円	362,990円
	46,000円	45,990円
	61,000円	60,990円
	98,000円	97,990円

	128,000円	127,990円
	154,000円	153,990円
	181,000円	180,990円
別表第1の477の2の7の項	33,000円	32,990円
別表第1の477の3の項	26,000円	25,990円
別表第1の477の3の2の項	10,000円	9,990円
別表第1の477の3の3の項	10,000円	9,990円
別表第1の477の5の2の項	160,000円	159,990円
別表第1の477の6の項	160,000円	159,990円
別表第1の487の項	400円	390円

別表第2 (第2条第3項関係)
(略)

別表第2の2 (第2条第4項関係)

別表第2の1の項	560,000円	559,990円
	340,000円	339,990円
	220,000円	219,990円
	140,000円	139,990円
	110,000円	109,990円
	86,000円	85,990円
	68,000円	67,990円
	54,000円	53,990円

別表第2 (第2条第2項関係)
(略)

(新設)

	31,000円	30,990円
	91,000円	90,990円
	75,000円	74,990円
	60,000円	59,990円
	44,000円	43,990円
	27,000円	26,990円
	21,000円	20,990円
	16,000円	15,990円
	13,000円	12,990円
	11,000円	10,990円
	7,400円	7,390円
	87,000円	86,990円
	36,000円	35,990円
	別表第2の2の項	370,000円
220,000円		219,990円
150,000円		149,990円
93,000円		92,990円
69,000円		68,990円
61,000円		60,990円
57,000円		56,990円
39,000円	38,990円	
26,000円	25,990円	

	16,000 円	15,990 円
	65,000 円	64,990 円
	53,000 円	52,990 円
	44,000 円	43,990 円
	31,000 円	30,990 円
	18,000 円	17,990 円
	14,000 円	13,990 円
	12,000 円	11,990 円
	9,200 円	9,190 円
	8,200 円	8,190 円
	5,100 円	5,090 円
	3,200 円	3,190 円
	62,000 円	61,990 円
	55,000 円	54,990 円
	38,000 円	37,990 円
	30,000 円	29,990 円
別表第2の3の項	25,000 円	24,990 円
別表第2の4の項	14,000 円	13,990 円
	11,000 円	10,990 円
別表第2の5の項	6,100 円	6,090 円
別表第2の6の項	18,750 円	18,740 円
別表第2の7の項	6,100 円	6,090 円

別表第2の9の項	27,000 円	26,990 円
	21,000 円	20,990 円
	13,000 円	12,990 円
別表第2の14の項	610,000 円	609,990 円
	370,000 円	369,990 円
	250,000 円	249,990 円
	150,000 円	149,990 円
	120,000 円	119,990 円
	95,000 円	94,990 円
	75,000 円	74,990 円
	60,000 円	59,990 円
	33,000 円	32,990 円
	80,000 円	79,990 円
	64,000 円	63,990 円
	47,000 円	46,990 円
	31,000 円	30,990 円
	22,000 円	21,990 円
	20,000 円	19,990 円
	15,000 円	14,990 円
	12,000 円	11,990 円
	7,700 円	7,690 円
	76,000 円	75,990 円

	42,000 円	41,990 円
別表第 2 の 15 の項	16,000 円	15,990 円
	6,600 円	6,590 円
	320 円	310 円
	260 円	250 円
	160 円	150 円
	150 円	140 円
	210 円	200 円
	140 円	130 円
	7,100 円	7,090 円
	800 円	790 円
	170 円	160 円
	110 円	100 円
	80 円	70 円
	別表第 2 の 16 の項	31 円
24 円		14 円
1,100 円		1,090 円
540 円		530 円
21 円		11 円
別表第 2 の 17 の項	16,000 円	15,990 円
別表第 2 の 18 の項	1,400 円	1,390 円

別表第 3 (第 2 条第 5 項関係)

別表第 3 (第 2 条第 3 項関係)

(略)
別表第 4 (第 2 条第 6 項関係)
(略)
別表第 5 (略)

(略)
別表第 4 (第 2 条第 4 項関係)
(略)
別表第 5 (略)

改正案	現行
<p>(公示送達)</p> <p>第 14 条 法第 20 条の 2 の規定により知事又は県税事務所長がする公示送達は、<u>公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を茨城県庁又は県税事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を茨城県庁若しくは県税事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする。</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第 14 条 法第 20 条の 2 の規定により知事又は県税事務所長がする公示送達は、<u>茨城県庁又は県税事務所の掲示場に掲示して行うものとする。</u></p>

改正案	現行
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第 23 条 略</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又は施行令に特別の定めがある場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第 22 条第 2 項又は第 3 項の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算の例により<u>算定する。ただし、同法第 60 条の 2 から第 60 条の 4 までの規定の例によらないものとする。</u></p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第 23 条 略</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又は施行令に特別の定めがある場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第 22 条第 2 項又は第 3 項の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算の例によつて算定する。ただし、同法第 60 条の 2 から第 60 条の 4 までの規定の例によらないものとする。</p>

改正案	現行
<p>(利子割に係る更正，決定等に関する通知)</p> <p>第39条の10 法第20条の9の3第4項の規定による更正をすべき理由がない旨の通知，法第71条の11第4項の規定による更正又は決定の通知，<u>法第71条の14第7項</u>の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第71条の15第5項の規定による重加算金額の決定の通知は，それぞれ規則で定める通知書によつてする。</p>	<p>(利子割に係る更正，決定等に関する通知)</p> <p>第39条の10 法第20条の9の3第4項の規定による更正をすべき理由がない旨の通知，法第71条の11第4項の規定による更正又は決定の通知，<u>法第71条の14第6項</u>の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第71条の15第5項の規定による重加算金額の決定の通知は，それぞれ規則で定める通知書によつてする。</p>

改正案	現行
<p>(配当割に係る更正，決定等に関する通知)</p> <p>第39条の18 法第20条の9の3第4項の規定による更正をすべき理由がない旨の通知，法第71条の32第4項の規定による更正又は決定の通知，<u>法第71条の35第8項</u>の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第71条の36第5項の規定による重加算金額の決定の通知は，それぞれ規則で定める通知書によつてする。</p>	<p>(配当割に係る更正，決定等に関する通知)</p> <p>第39条の18 法第20条の9の3第4項の規定による更正をすべき理由がない旨の通知，法第71条の32第4項の規定による更正又は決定の通知，<u>法第71条の35第7項</u>の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第71条の36第5項の規定による重加算金額の決定の通知は，それぞれ規則で定める通知書によつてする。</p>

改正案	現行
<p>(株式等譲渡所得割に係る更正，決定等に関する通知)</p> <p>第39条の25 法第20条の9の3第4項の規定による更正をすべき理由がない旨の通知，法第71条の52第4項の規定による更正又は決定の通知，法第71条の55第8項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第71条の56第5項の規定による重加算金額の決定の通知は，それぞれ規則で定める通知書によつてする。</p>	<p>(株式等譲渡所得割に係る更正，決定等に関する通知)</p> <p>第39条の25 法第20条の9の3第4項の規定による更正をすべき理由がない旨の通知，法第71条の52第4項の規定による更正又は決定の通知，法第71条の55第7項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第71条の56第5項の規定による重加算金額の決定の通知は，それぞれ規則で定める通知書によつてする。</p>

改正案	現行
<p>(法人の事業税に係る更正，決定等に関する通知)</p> <p>第40条の9 法第20条の9の3第4項の規定により更正をすべき理由がない旨の通知，法第72条の42の規定による法人の事業税に係る更正又は決定の通知，法第72条の46第7項の規定による法人の事業税に係る過少申告加算金額及び不申告加算金額の決定の通知並びに法第72条の47第5項の規定による法人の事業税に係る重加算金額の決定の通知は，それぞれ規則で定める通知書によつてする。</p>	<p>(法人の事業税に係る更正，決定等に関する通知)</p> <p>第40条の9 法第20条の9の3第4項の規定により更正をすべき理由がない旨の通知，法第72条の42の規定による法人の事業税に係る更正又は決定の通知，法第72条の46第6項の規定による法人の事業税に係る過少申告加算金額及び不申告加算金額の決定の通知並びに法第72条の47第5項の規定による法人の事業税に係る重加算金額の決定の通知は，それぞれ規則で定める通知書によつてする。</p>

改正案	現行
<p>(個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第40条の14 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の49の12第1項の規定により計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の49の14第1項の規定による控除額を超えるものは、当該年度の初日の属する年(次項及び第40条の17第1項第3号において「当該年」という。)の3月15日までに(年の中途において事業を廃止した場合には_____, 当該事業の廃止の日から1月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内)に)、施行規則第7条に定める申告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、前2項の規定により申告すべき事項のほか、個人が行う事業に対する事業税の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができる。</p>	<p>(個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第40条の14 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の49の12第1項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の49の14第1項の規定による控除額を超えるものは、当該年度の初日の属する年(次項及び第40条の17第1項第3号において「当該年」という。)の3月15日までに(年の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から1月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内)に)、施行規則第7条に定める申告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、前2項の規定により申告すべき事項のほか、個人の____事業に対する事業税の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができる。</p>

改正案	現行
<p>(たばこ税に係る更正、決定等に関する通知)</p> <p>第42条の13 法第20条の9の3第4項の規定による更正をすべき理由がない旨の通知、法第74条の20第4項の規定による更正又は決定の通知、法第74条の23第7項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第74条の24第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、それぞれ規則で定める通知書によつてする。</p>	<p>(たばこ税に係る更正、決定等に関する通知)</p> <p>第42条の13 法第20条の9の3第4項の規定による更正をすべき理由がない旨の通知、法第74条の20第4項の規定による更正又は決定の通知、法第74条の23第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第74条の24第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、それぞれ規則で定める通知書によつてする。</p>

改正案	現行
<p>(ゴルフ場利用税に係る更正，決定等に関する通知)</p> <p>第43条の22 法第20条の9の3第4項の規定による更正をすべき理由がない旨の通知，法第87条第4項の規定によるゴルフ場利用税に係る更正又は決定の通知，<u>法第90条第7項</u>の規定によるゴルフ場利用税に係る過少申告加算金額及び不申告加算金額の決定の通知並びに法第91条第5項の規定によるゴルフ場利用税に係る重加算金額の決定の通知は，それぞれ規則で定める通知書によつてする。</p>	<p>(ゴルフ場利用税に係る更正，決定等に関する通知)</p> <p>第43条の22 法第20条の9の3第4項の規定による更正をすべき理由がない旨の通知，法第87条第4項の規定によるゴルフ場利用税に係る更正又は決定の通知，<u>法第90条第6項</u>の規定によるゴルフ場利用税に係る過少申告加算金額及び不申告加算金額の決定の通知並びに法第91条第5項の規定によるゴルフ場利用税に係る重加算金額の決定の通知は，それぞれ規則で定める通知書によつてする。</p>

改正案	現行
<p>(軽油引取税のみならず課税)</p> <p>第60条の2 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊(同協定第1条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリア軍隊をいう。第60条の5の2及び第60条の24第9項において同じ。)が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては，第1項(第6号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず，軽油引取税を課さないものとする。</u></p>	<p>(軽油引取税のみならず課税)</p> <p>第60条の2 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p>第 60 条の 5 の 2 オーストラリア軍隊が、第 60 条の 2 第 4 項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第 60 条第 5 項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p>	(新設)

改正案	現行
<p>(製造等の承認を受ける義務等)</p> <p>第 60 条の 24 元売業者(第 1 号及び第 2 号に掲げる場合にあつては、法第 144 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。)、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)及び自動車の保有者は、次に掲げる場合には _____、製造、譲渡又は消費(以下この条において「製造等」という。)を行う時期、数量その他の法第 144 条の 32 第 1 項に規定する総務省令で定める事項を定めて、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第 1 項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うとき、又は当該製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならない。</p> <p>6～8 略</p> <p>9 オーストラリア軍隊が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第 1 項(第 4 号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。</p>	<p>(製造等の承認を受ける義務等)</p> <p>第 60 条の 24 元売業者(第 1 号及び第 2 号に掲げる場合にあつては、法第 144 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。)、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)及び自動車の保有者は、次に掲げる場合において、製造、譲渡又は消費(以下この条において「製造等」という。)を行う時期、数量その他の法第 144 条の 32 第 1 項に規定する総務省令で定める事項を定めて、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第 1 項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うとき又は当該製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならない。</p> <p>6～8 略</p> <p>(新設)</p>

<p>(2) 法第 157 条第 4 項において読み替えて準用する同条第 2 項第 1 号イ、ロ及びニに該当する平成 22 年度基準エネルギー消費効率算定自動車</p> <p>(3) 法第 157 条第 5 項において読み替えて準用する同条第 2 項第 1 号イ及びロ、第 2 号並びに第 3 号イ及びロに該当する令和 2 年度基準エネルギー消費効率等算定自動車</p> <p>(4) 法第 157 条第 6 項において読み替えて準用する同条第 2 項第 3 号ホに該当する平成 27 年度基準エネルギー消費効率算定自動車</p> <p>3 前 2 項並びに法第 149 条第 1 項 _____ の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100 分の 3 とする。</p>	<p>(2) 法第 157 条第 4 項において読み替えて準用する同条第 2 項第 1 号イ及びロ _____ に該当する平成 22 年度基準エネルギー消費効率算定自動車</p> <p>(3) 法第 157 条第 5 項において読み替えて準用する同条第 2 項第 1 号イ、第 2 号及び第 3 号イ _____ に該当する令和 2 年度基準エネルギー消費効率等算定自動車</p> <p>(新設)</p> <p>3 前 2 項並びに法第 149 条第 1 項及び法附則第 12 条の 2 の 10 第 2 項の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100 分の 3 とする。</p>
--	---

茨城県県税条例新旧対照表

施行日：令和 6 年 1 月 1 日〔法第 171 条関係〕

改正案	現行
<p>(環境性能割に係る更正、決定等に関する通知)</p> <p>第 71 条の 6 法第 20 条の 9 の 3 第 4 項の規定による更正をすべき理由がない旨の通知、法第 168 条第 4 項の規定による環境性能割に係る更正又は決定の通知、法第 171 条第 7 項の規定による環境性能割に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第 172 条第 5 項の規定による環境性能割に係る重加算金額の決定の通知は、それぞれ規則で定める通知書によつてする。</p>	<p>(環境性能割に係る更正、決定等に関する通知)</p> <p>第 71 条の 6 法第 20 条の 9 の 3 第 4 項の規定による更正をすべき理由がない旨の通知、法第 168 条第 4 項の規定による環境性能割に係る更正又は決定の通知、法第 171 条第 6 項の規定による環境性能割に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第 172 条第 5 項の規定による環境性能割に係る重加算金額の決定の通知は、それぞれ規則で定める通知書によつてする。</p>

改正案	現行
<p>付 則 (軽油引取税の課税免除の特例)</p> <p>第 17 条の 7 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自衛隊又は第 60 条の 2 第 4 項に規定するオーストラリア軍隊 (第 6 項において「オーストラリア軍隊」という。)が通信の用に 供する機械、自動車(施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 1 項に規定 する自動車を除く。)その他これらに類するものとして同条第 2 項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第 1 項第 1 号に掲げる軽油の引取りを行ったオーストラリア軍隊 の船舶の使用者が、令和 6 年 3 月 31 日までに当該引取りに係る軽 油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第 4 項の規定により読み替えられた第 60 条の 2 第 1 項(第 3 号に係る 部分に限る。)並びに同条第 3 項の規定にかかわらず、軽油引取税 を課さないものとする。</p> <p>7 前 3 項の規定の適用がある場合における第 2 項において準用する 第 60 条の 18 第 1 項の規定の適用については、同項中「法第 144 条の 27 第 1 項」とあるのは、「法附則第 12 条の 2 の 7 第 8 項の規</p>	<p>付 則 (軽油引取税の課税免除の特例)</p> <p>第 17 条の 7 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自衛隊 _____ _____が通信の用に 供する機械、自動車(施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 1 項に規定 する自動車を除く。)その他これらに類するものとして同条第 2 項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(新設)</p> <p>6 前 2 項の規定の適用がある場合における第 2 項において準用する 第 60 条の 18 第 1 項の規定の適用については、同項中「法第 144 条の 27 第 1 項」とあるのは、「法附則第 12 条の 2 の 7 第 7 項の規</p>
<p>定により読み替えられた法第 144 条の 27 第 1 項」とする。</p>	<p>定により読み替えられた法第 144 条の 27 第 1 項」とする。</p>

改正案	現行
<p>(納期限後等に納付し、又は納入する税金又は納入金の延滞金)</p> <p>第17条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び法第72条の29第2項において準用する場合を含む。)又は第5項(法第72条の28第2項並びに法第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けている法人は、その適用に係る各事業年度に係る所得割等(第40条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)を納付する場合には、第1項の規定にかかわらず、当該税額に法第72条の45の2の規定による延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>6～8 略</p>	<p>(納期限後等に納付し、又は納入する税金又は納入金の延滞金)</p> <p>第17条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法第72条の25第3項又は第5項(これらの規定を_____法第72条の28第2項又は法第72条の29第2項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けている法人は、その適用に係る各事業年度に係る所得割等(第40条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)を納付する場合には、第1項の規定にかかわらず、当該税額に法第72条の45の2の規定による延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>6～8 略</p>

改正案	現行
<p>(個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第40条の14 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の49の12第1項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の49の14第1項の規定による控除額を超えるものは、当該年度の初日の属する年(次項及び第40条の17第1項第3号において「当該年」という。)の3月15日までに(年の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から1月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内)に)、施行規則第7条に定める申告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第72条の49の12第6項、第7項又は第14項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の3月15日までに施行規則で定めるところにより、知事に申告することができる。</p> <p>3 知事は、前2項の規定により申告すべき事項のほか、個人の事業に対する事業税の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができる。</p>	<p>(個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第40条の14 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の49の12第1項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の49の14第1項の規定による控除額を超えるものは、当該年度の初日の属する年(次項及び第40条の17第1項第3号において「当該年」という。)の3月15日までに(年の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から1月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内)に)、施行規則第7条に定める申告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第72条の49の12第6項、第7項又は第10項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の3月15日までに施行規則で定めるところにより、知事に申告することができる。</p> <p>3 知事は、前2項の規定により申告すべき事項のほか、個人の事業に対する事業税の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができる。</p>

改正案	現行
<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第65条 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項又は第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)及び法附則第12条の2の10第2項_____の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 次に掲げる自動車(前項並びに法第149条第1項及び法附則第12条の2の10第2項_____の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 前2項及び法第149条第1項_____の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。</p>	<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第65条 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項又は第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)及び法附則第12条の2の10第2項から第4項までの規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 次に掲げる自動車(前項並びに法第149条第1項並びに法附則第12条の2の10第3項及び第4項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 前2項並びに法第149条第1項及び法附則第12条の2の10第3項の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。</p>

改正案	現行
<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)において、第30条の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条の2第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第5条第1項に定める額を免除する。</p> <p>2 略</p>	<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)において、第30条の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条の2第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第5条第1項に定める額を免除する。</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第12条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。次項及び付則第26条の3において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。次項及び付則第26条の3において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条の3第1項に規定するところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得に係る同条の規定の適用については、法附則第34条の2第1項に規定するところによる。</p> <p>2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条に定める日までの期間)内に租税特別措置法</p>	<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第12条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。次項及び付則第26条の3において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。次項及び付則第26条の3において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条の3第1項に規定するところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得に係る同条の規定の適用については、法附則第34条の2第1項に規定するところによる。</p> <p>2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条に定める日までの期間)内に租税特別措置法</p>
<p>第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項及び第3項に規定するところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得に係る同条の規定の適用については、法附則第34条の2第2項、第3項及び第7項から第12項までに規定するところによる。</p>	<p>第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項及び第3項に規定するところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得に係る同条の規定の適用については、法附則第34条の2第2項、第3項及び第7項から第12項までに規定するところによる。</p>

改正案	現行
<p>(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)</p> <p>第17条 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第41条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第41条の10第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第41条の11第1項の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、第41条の10第1項第1号中「2年」とあるのは、「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年)」と、第41条の11第1項中「2年」とあるのは「3年(当該取得の日から3年以内に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年)」とする。</p>	<p>(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)</p> <p>第17条 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第41条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第41条の10第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第41条の11第1項の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、第41条の10第1項第1号中「2年」とあるのは、「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年)」と、第41条の11第1項中「2年」とあるのは「3年(当該取得の日から3年以内に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年)」とする。</p>

改正案	現行
<p>(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第17条の3の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある土地の取得について第41条の10第1項から第3項まで及び法附則第11条の4第4項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「価格」とあるのは、「価格の2分の1に相当する額」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第17条の3の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある土地の取得について第41条の10第1項から第3項まで及び法附則第11条の4第6項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「価格」とあるのは、「価格の2分の1に相当する額」とする。</p> <p>3 略</p>

改正案	現行
<p>(自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第17条の10 略</p> <p>2 (削除)</p>	<p>(自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第17条の10 略</p> <p>2 自家用の乗用車に対する第65条第2項及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。</p>

改正案	現行
<p>(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)</p> <p>第17条の11 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が道路運送法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、法附則第12条の2の13第1項各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則附則第4条の11第1項に規定するものに限る。)で最初の第62条第3項に規定する新規登録(以下この条から付則第18条の2までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から1,000万円を控除して得た額」とする。</p> <p>2 路線バス等のうち、法附則第12条の2の13第2項各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則附則第4条の11第3項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から650万円(乗車定員30人以上の付則第17条の</p>	<p>(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)</p> <p>第17条の11 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が道路運送法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、法附則第12条の2の13第1項各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則附則第4条の11第1項に規定するものに限る。)で最初の第62条第3項に規定する新規登録(以下この条から付則第18条の2までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から1,000万円を控除して得た額」とする。</p> <p>2 路線バス等のうち、法附則第12条の2の13第2項各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則附則第4条の11第3項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から650万円(乗車定員30人以上の付則第17条の</p>

11 第 2 項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法第 2 条に規定する空港又は同法附則第 2 条第 1 項の政令で定める飛行場を起点又は終点とする自動車で施行規則附則第 4 条の 11 第 4 項に規定するものに限る。)にあつては 800 万円とし、乗車定員 30 人未満の付則第 17 条の 11 第 2 項に規定する路線バス等にあつては 200 万円とする。)を控除して得た額」とする。

- 3 道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、法附則第 12 条の 2 の 13 第 3 項各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 2 条第 1 号に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則附則第 4 条の 11 第 6 項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第 64 条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和 7 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から 100 万円を控除して得た額」とする。
- 4 車両総重量(道路運送車両法第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。次項及び第 6 項において同じ。)が 8 トンを超えるトラック(施行規則附則第 4 条の 11 第 11 項に規定するけん引自動車を除く。次項及び第 6 項において同じ。)であつて、同法第 41 条第 1 項の規定により令和 4 年 5 月 1 日以降に適用されるべきものと

11 第 2 項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法第 2 条に規定する空港又は同法附則第 2 条第 1 項の政令で定める飛行場を起点又は終点とする自動車で施行規則附則第 4 条の 11 第 4 項に規定するものに限る。)にあつては 800 万円とし、乗車定員 30 人未満の付則第 17 条の 11 第 2 項に規定する路線バス等にあつては 200 万円とする。)を控除して得た額」とする。

- 3 道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、法附則第 12 条の 2 の 13 第 3 項各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 2 条第 1 号に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則附則第 4 条の 11 第 6 項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第 64 条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和 5 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から 100 万円を控除して得た額」とする。
- 4 車両総重量(道路運送車両法第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。第 6 項において同じ。)が 8 トンを超え 20 トン以下のトラック(施行規則附則第 4 条の 11 第 13 項に規定するけん引自動車及びけん引自動車を除く。)であつて、同法第 41 条第 1 項の規定により平成 28 年 2 月 1 日以降に適用されるべきものとして定め

て定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第 4 条の 11 第 9 項に規定するもの(次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)及び同法第 41 条第 1 項の規定により令和 7 年 9 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び第 6 項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第 4 条の 11 第 10 項に規定するもの(第 6 項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するものうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(施行規則附則第 4 条の 11 第 8 項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第 64 条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和 6 年 4 月 30 日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から 350 万円を控除して得た額」とする。

られた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第 4 条の 11 第 11 項に規定するもの、同法第 41 条第 1 項の規定により平成 24 年 4 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第 4 条の 11 第 9 項に規定するもの、同法第 41 条第 1 項の規定により平成 27 年 8 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第 4 条の 11 第 10 項に規定するもの及び同法第 41 条第 1 項の規定により令和 4 年 5 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び第 6 項において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第 4 条の 11 第 12 項に規定するもの(第 6 項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの(施行規則附則第 4 条の 11 第 8 項に規定する自動車に限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第 64 条の規定の適用については、当

(削除)

- 5 車両総重量が8トンを超えるトラック _____
_____であつて、道路運送車
両法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用され
るべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に
適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの(施行規則附則
第4条の11第12項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受
けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の
取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、同条中「と
いう。）」とあるのは、「という。）」から175万円を控除して得た額
とする。
- 6 乗用車(施行規則附則第4条の11第14項に規定するものに限
る。)、バス(施行規則附則第4条の11第15項に規定するものに
限る。)又は車両総重量が3.5トンを超えるトラックであつて、道

該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、
同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から525万円を控除
して得た額」とする。

- 5 法附則第12条の2の13第5項各号に掲げる自動車のうち、車両
安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装
置を備えるもの(施行規則附則第4条の11第14項に規定するもの
に限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適
用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに
行われたときに限り、第64条中「という。）」とあるのは、「
という。）」から350万円を控除して得た額」とする。
- 6 車両総重量が8トンを超えるトラック(施行規則附則第4条の11
第18項に規定する被けん引自動車を除く。)であつて、道路運送車
両法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用され
るべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に
適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの(施行規則附
則第4条の11第17項に規定するものに限る。)で初回新規登録を
受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車
の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「と
いう。）」とあるのは、「という。）」から175万円を控除して得た額
とする。

(新設)

路運送車両法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に
適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置
に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装
置を備えるもの(施行規則附則第4条の11第13項に規定するもの
に限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定
の適用については、当該自動車の取得が令和7年3月31日までに
行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「
という。）」から175万円を控除して得た額」とする。

- 7 前各項の規定は、第68条第1項又は第69条第1項若しくは第2
項の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車
の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施
行規則附則第4条の11第16項に規定する事項の記載がある場合
に限り、適用する。

- 7 前各項の規定は、第68条第1項又は第69条第1項若しくは第2
項の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車
の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施
行規則附則第4条の11第19項に規定する事項の記載がある場合
に限り、適用する。

改正案	現行																															
(自動車税の種別割の税率の特例)	(自動車税の種別割の税率の特例)																															
第18条 略	第18条 略																															
(略)	(略)																															
(削除)	<p>2 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車に対する第71条の9の規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1項第1号ア</td> <td style="text-align: center;">7,500円</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">8,500円</td> <td style="text-align: center;">2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">9,500円</td> <td style="text-align: center;">2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">13,800円</td> <td style="text-align: center;">3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">15,700円</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">17,900円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">20,500円</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">23,600円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">27,200円</td> <td style="text-align: center;">7,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">40,700円</td> <td style="text-align: center;">10,500円</td> </tr> </tbody> </table>		第1項第1号ア	7,500円	2,000円		8,500円	2,500円		9,500円	2,500円		13,800円	3,500円		15,700円	4,000円		17,900円	4,500円		20,500円	5,500円		23,600円	6,000円		27,200円	7,000円		40,700円	10,500円
第1項第1号ア	7,500円	2,000円																														
	8,500円	2,500円																														
	9,500円	2,500円																														
	13,800円	3,500円																														
	15,700円	4,000円																														
	17,900円	4,500円																														
	20,500円	5,500円																														
	23,600円	6,000円																														
	27,200円	7,000円																														
	40,700円	10,500円																														

	第1項第1号イ	25,000円	6,500円
		30,500円	8,000円
		36,000円	9,000円
		43,500円	11,000円
		50,000円	12,500円
		57,000円	14,500円
		65,500円	16,500円
		75,500円	19,000円
		87,000円	22,000円
		110,000円	27,500円
	第1項第2号ア	6,500円	2,000円
		9,000円	2,500円
		12,000円	3,000円
		15,000円	4,000円
		18,500円	5,000円
		22,000円	5,500円
		25,500円	6,500円
		29,500円	7,500円
		4,700円	1,200円
	第1項第2号イ	8,000円	2,000円

	11,500 円	3,000 円
	16,000 円	4,000 円
	20,500 円	5,500 円
	25,500 円	6,500 円
	30,000 円	7,500 円
	35,000 円	9,000 円
	40,500 円	10,500 円
	6,300 円	1,600 円
第 1 項第 2 号ウ (ア)	7,500 円	2,000 円
	15,100 円	4,000 円
第 1 項第 2 号ウ (イ)	10,200 円	3,000 円
	20,600 円	5,500 円
第 1 項第 3 号ア (ア)	12,000 円	3,000 円
	14,500 円	4,000 円
	17,500 円	4,500 円
	20,000 円	5,000 円
	22,500 円	6,000 円
	25,500 円	6,500 円
	29,000 円	7,500 円
第 1 項第 3 号ア	26,500 円	7,000 円

(イ)	32,000 円	8,000 円
	38,000 円	9,500 円
	44,000 円	11,000 円
	50,500 円	13,000 円
	57,000 円	14,500 円
	64,000 円	16,000 円
第 1 項第 3 号イ	33,000 円	8,500 円
	41,000 円	10,500 円
	49,000 円	12,500 円
	57,000 円	14,500 円
	65,500 円	16,500 円
	74,000 円	18,500 円
	83,000 円	21,000 円
第 1 項第 4 号	4,500 円	1,500 円
	6,000 円	1,500 円
第 1 項第 5 号ア	12,000 円	3,000 円
第 1 項第 5 号イ	20,000 円	5,000 円
	24,400 円	6,500 円
	28,800 円	7,500 円
	34,800 円	9,000 円

	40,000 円	10,000 円
	45,600 円	11,500 円
	52,400 円	13,500 円
	60,400 円	15,500 円
	69,600 円	17,500 円
	88,000 円	22,000 円
第 1 項第 5 号ウ	24,000 円	6,000 円
第 1 号		付則第 18 条第 2 項の規定による認替 え後の第 1 号
	16,700 円	4,500 円
第 2 号		付則第 18 条第 2 項の規定による認替 え後の第 2 号
	9,000 円	2,500 円
	18,500 円	5,000 円
	11,500 円	3,000 円
	25,500 円	6,500 円
第 2 項第 1 号	3,700 円	1,000 円
	4,700 円	1,200 円
	6,300 円	1,600 円
第 2 項第 2 号	5,200 円	1,300 円

(削除)

	6,300 円	1,600 円
	8,000 円	2,000 円
第 3 項	同号ア(ア)	付則第 18 条第 2 項の規定による認替 え後の同号ア(ア)

3 法附則第 12 条の 3 第 3 項各号に掲げる自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 71 条の 9 の規定の適用については、当該自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和 3 年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 項第 1 号ア	7,500 円	4,000 円
	8,500 円	4,500 円
	9,500 円	5,000 円
	13,800 円	7,000 円
	15,700 円	8,000 円
	17,900 円	9,000 円
	20,500 円	10,500 円
	23,600 円	12,000 円
	27,200 円	14,000 円
	40,700 円	20,500 円
第 1 項第 1 号イ	25,000 円	12,500 円

	30.500 円	15.500 円
	36.000 円	18.000 円
	43.500 円	22.000 円
	50.000 円	25.000 円
	57.000 円	28.500 円
	65.500 円	33.000 円
	75.500 円	38.000 円
	87.000 円	43.500 円
	110.000 円	55.000 円
第 1 項第 2 号ア	6.500 円	3.500 円
	9.000 円	4.500 円
	12.000 円	6.000 円
	15.000 円	7.500 円
	18.500 円	9.500 円
	22.000 円	11.000 円
	25.500 円	13.000 円
	29.500 円	15.000 円
	4.700 円	2.400 円
第 1 項第 2 号イ	8.000 円	4.000 円
	11.500 円	6.000 円

	16.000 円	8.000 円
	20.500 円	10.500 円
	25.500 円	13.000 円
	30.000 円	15.000 円
	35.000 円	17.500 円
	40.500 円	20.500 円
	6.300 円	3.200 円
第 1 項第 2 号ウ (ア)	7.500 円	4.000 円
	15.100 円	8.000 円
第 1 項第 2 号ウ (イ)	10.200 円	5.500 円
	20.600 円	10.500 円
第 1 項第 3 号ア (ア)	12.000 円	6.000 円
	14.500 円	7.500 円
	17.500 円	9.000 円
	20.000 円	10.000 円
	22.500 円	11.500 円
	25.500 円	13.000 円
	29.000 円	14.500 円
第 1 項第 3 号ア (イ)	26.500 円	13.500 円
	32.000 円	16.000 円

	38.000 円	19.000 円
	44.000 円	22.000 円
	50.500 円	25.500 円
	57.000 円	28.500 円
	64.000 円	32.000 円
第 1 項第 3 号イ	33.000 円	16.500 円
	41.000 円	20.500 円
	49.000 円	24.500 円
	57.000 円	28.500 円
	65.500 円	33.000 円
	74.000 円	37.000 円
	83.000 円	41.500 円
第 1 項第 4 号	4.500 円	2.500 円
	6.000 円	3.000 円
第 1 項第 5 号ア	12.000 円	6.000 円
第 1 項第 5 号イ	20.000 円	10.000 円
	24.400 円	12.500 円
	28.800 円	14.500 円
	34.800 円	17.500 円
	40.000 円	20.000 円

	45.600 円	23.000 円
	52.400 円	26.500 円
	60.400 円	30.500 円
	69.600 円	35.000 円
	88.000 円	44.000 円
第 1 項第 5 号ウ	24.000 円	12.000 円
第 1 号		付則第 18 条第 3 項の規定による読替え後の第 1 号
	16.700 円	8.500 円
第 2 号		付則第 18 条第 3 項の規定による読替え後の第 2 号
	9.000 円	4.500 円
	18.500 円	9.500 円
	11.500 円	6.000 円
	25.500 円	13.000 円
第 2 項第 1 号	3.700 円	1.800 円
	4.700 円	2.300 円
	6.300 円	3.200 円
第 2 項第 2 号	5.200 円	2.600 円
	6.300 円	3.200 円

4 (削除)

2 法附則第 12 条の 3 第 2 項各号に掲げる自動車 _____
 _____ に対する第 71 条の 9 の規定の適用については _____
 _____,

当該自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に
 初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属
 する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に
 掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
 右欄に掲げる字句とする。

第 1 項第 1 号ア	7,500 円	2,000 円
-------------	---------	---------

	8,000 円	4,000 円
第 3 項	同号ア(ア)	付則第 18 条第 3 項 の規定による読替 え後の同号ア(ア)

4 法附則第 12 条の 3 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる自動車
 のうち、自家用の乗用車に対する第 71 条の 9 第 1 項の規定の適用
 については、当該自家用の乗用車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4
 年 3 月 31 日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和 4 年度
 分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車が令和 4 年 4
 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回新規登録を受けた場
 合には令和 5 年度分の自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左
 欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
 表の右欄に掲げる字句とする。

5 法附則第 12 条の 3 第 5 項各号に掲げる自動車(自家用の乗用車を
 除く。)に対する第 71 条の 9 の規定の適用については、当該自動
 車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回新規
 登録を受けた場合には令和 4 年度分の自動車税の種別割に限り、
 当該自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に
 初回新規登録を受けた場合には令和 5 年度分
 _____ の自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に
 掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
 右欄に掲げる字句とする。

(新設)

	8,500 円	2,500 円
	9,500 円	2,500 円
	13,800 円	3,500 円
	15,700 円	4,000 円
	17,900 円	4,500 円
	20,500 円	5,500 円
	23,600 円	6,000 円
	27,200 円	7,000 円
	40,700 円	10,500 円
第 1 項第 1 号イ	25,000 円	6,500 円
	30,500 円	8,000 円
	36,000 円	9,000 円
	43,500 円	11,000 円
	50,000 円	12,500 円
	57,000 円	14,500 円
	65,500 円	16,500 円
	75,500 円	19,000 円
	87,000 円	22,000 円
	110,000 円	27,500 円
第 1 項第 2 号ア	6,500 円	2,000 円

	9,000 円	2,500 円
	12,000 円	3,000 円
	15,000 円	4,000 円
	18,500 円	5,000 円
	22,000 円	5,500 円
	25,500 円	6,500 円
	29,500 円	7,500 円
	4,700 円	1,200 円
第 1 項第 2 号イ	8,000 円	2,000 円
	11,500 円	3,000 円
	16,000 円	4,000 円
	20,500 円	5,500 円
	25,500 円	6,500 円
	30,000 円	7,500 円
	35,000 円	9,000 円
	40,500 円	10,500 円
	6,300 円	1,600 円
第 1 項第 2 号ウ (ア)	7,500 円	2,000 円
	15,100 円	4,000 円
第 1 項第 2 号ウ	10,200 円	3,000 円

(イ)	20,600 円	5,500 円
第 1 項第 3 号ア (ア)	12,000 円	3,000 円
	14,500 円	4,000 円
	17,500 円	4,500 円
	20,000 円	5,000 円
	22,500 円	6,000 円
	25,500 円	6,500 円
	29,000 円	7,500 円
第 1 項第 3 号ア (イ)	26,500 円	7,000 円
	32,000 円	8,000 円
	38,000 円	9,500 円
	44,000 円	11,000 円
	50,500 円	13,000 円
	57,000 円	14,500 円
	64,000 円	16,000 円
第 1 項第 3 号イ	33,000 円	8,500 円
	41,000 円	10,500 円
	49,000 円	12,500 円
	57,000 円	14,500 円
	65,500 円	16,500 円

	74,000 円	18,500 円
	83,000 円	21,000 円
第 1 項第 4 号	4,500 円	1,500 円
	6,000 円	1,500 円
第 1 項第 5 号ア	12,000 円	3,000 円
第 1 項第 5 号イ	20,000 円	5,000 円
	24,400 円	6,500 円
	28,800 円	7,500 円
	34,800 円	9,000 円
	40,000 円	10,000 円
	45,600 円	11,500 円
	52,400 円	13,500 円
	60,400 円	15,500 円
	69,600 円	17,500 円
	88,000 円	22,000 円
第 1 項第 5 号ウ	24,000 円	6,000 円
第 1 号		付則第 18 条第 2 項の規定による読替え後の第 1 号
	16,700 円	4,500 円
第 2 号		付則第 18 条第 2 項の規定による読替え後の第 2 号

		え後の第 2 号
	9,000 円	2,500 円
	18,500 円	5,000 円
	11,500 円	3,000 円
	25,500 円	6,500 円
第 2 項第 1 号	3,700 円	1,000 円
	4,700 円	1,200 円
	6,300 円	1,600 円
第 2 項第 2 号	5,200 円	1,300 円
	6,300 円	1,600 円
	8,000 円	2,000 円
第 3 項	同号ア(ア)	付則第 18 条第 2 項の規定による読替え後の同号ア(ア)

3 法附則第 12 条の 3 第 3 項各号に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 71 条の 9 第 1 項第 1 号ア及び第 4 号ア の規定の適用については、

_____, 当該営業用の乗用車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自

6 法附則第 12 条の 3 第 6 項各号に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 71 条の 9 第 1 項 の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和 4 年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和 5 年度分 の自

自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第4号ア	4,500円	2,500円

自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(新設)

茨城県県税条例新旧対照表

施行日：令和5年4月1日〔法附則第50条関係〕

改正案	現行
<p>(東日本大震災に係る個人の事業税の損失の繰越控除の特例)</p> <p>第30条 事業を行う個人のうち震災特例法第7条第1項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者(平成23年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。)が平成23年損失金額(その者の平成23年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額をいう。以下この項において同じ。)又は被災損失金額(同年において生じたものを除く。以下この項において同じ。)を有する場合には、当該平成23年損失金額又は当該被災損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の事業税に係る第40条の14の規定の適用については、同条第2項中「法第72条の49の12第6項、第7項又は第14項」とあるのは、「法附則第50条第1項の規定により読み替えられた法第72条の49の12第6項若しくは第7項又は法第72条の49の12第14項」とする。</p> <p>2 事業を行う個人のうち震災特例法第7条第1項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者(前項の規定の適用を受ける者を除く。)が平成23年特定損失金額又は被災損失金額(平成23年において生じたものを除く。以下この項において同じ。)を有する場合には、当該平成23年特定損失金額又は当該被災損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の事業税に係る第40条の14の規定の適用については、同条第2項中「法第</p>	<p>(東日本大震災に係る個人の事業税の損失の繰越控除の特例)</p> <p>第30条 事業を行う個人のうち震災特例法第7条第1項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者(平成23年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。)が平成23年損失金額(その者の平成23年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額をいう。以下この項において同じ。)又は被災損失金額(同年において生じたものを除く。以下この項において同じ。)を有する場合には、当該平成23年損失金額又は当該被災損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の事業税に係る第40条の14の規定の適用については、同条第2項中「法第72条の49の12第6項、第7項又は第10項」とあるのは、「法附則第50条第1項の規定により読み替えられた法第72条の49の12第6項若しくは第7項又は法第72条の49の12第10項」とする。</p> <p>2 事業を行う個人のうち震災特例法第7条第1項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者(前項の規定の適用を受ける者を除く。)が平成23年特定損失金額又は被災損失金額(平成23年において生じたものを除く。以下この項において同じ。)を有する場合には、当該平成23年特定損失金額又は当該被災損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の事業税に係る第40条の14の規定の適用については、同条第2項中「法第</p>

72条の49の12第6項、第7項又は第14項」とあるのは、「法附則第50条第2項の規定により読み替えられた法第72条の49の12第6項若しくは第7項又は法第72条の49の12第14項」とする。

- 3 事業を行う個人(前2項の規定の適用を受ける者を除く。)が被災損失金額を有する場合には、当該被災損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の事業税に係る第40条の14の規定の適用については、同条第2項中「法第72条の49の12第6項、第7項又は第14項」とあるのは、「法附則第50条第3項の規定により読み替えられた法第72条の49の12第6項若しくは第7項又は法第72条の49の12第14項」とする。

4 略

72条の49の12第6項、第7項又は第10項」とあるのは、「法附則第50条第2項の規定により読み替えられた法第72条の49の12第6項若しくは第7項又は法第72条の49の12第10項」とする。

- 3 事業を行う個人(前2項の規定の適用を受ける者を除く。)が被災損失金額を有する場合には、当該被災損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の事業税に係る第40条の14の規定の適用については、同条第2項中「法第72条の49の12第6項、第7項又は第10項」とあるのは、「法附則第50条第3項の規定により読み替えられた法第72条の49の12第6項若しくは第7項又は法第72条の49の12第10項」とする。

4 略